

行田都市計画地区計画の変更について

○地区計画

地区計画は、都市計画法に定められた都市計画の種類の一つで、住民の生活に身近な地区(今回は、工業系の行田みなみ産業団地)を単位として、道路、公園などの施設の配置や建築物の建て方などについて、地区の特性に応じてきめ細かなルールを定めるまちづくりの計画です。

○行田みなみ産業団地地区計画

平成16年4月27日に市街化区域の編入、用途地域の指定と併せ、都市計画決定されました。

○行田みなみ産業団地地区計画の変更理由

工業団地造成事業により整備された区域と、これと一体的な土地利用を形成している市街化調整区域(面積:約3.5ha)(別紙 詳細図及び地区計画方針の付図 E地区)について、建築物の適切且つきめ細やかな誘導を図り、土地利用において計画的に良好な環境を創出するため。

※行田市の他の地区計画

長野土地区画整理事業施行区域において長野地区地区計画(面積:約26.4ha)が定められています。